

議案第3号

目黒区長等の給料等に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月17日

提出者 目黒区長 青木英二

目黒区長等の給料等に関する条例等の一部を改正する条例

(目黒区長等の給料等に関する条例の一部改正)

第1条 目黒区長等の給料等に関する条例(昭和30年12月目黒区条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費」を「その他の交通費、宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費」に改める。

別表2を次のように改める。

別表2(第3条関係)

職名	旅費の額
区長	国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和6年政令第306号)中、内閣総理大臣等相当額(外国旅行の場合における航空賃にあっては、内閣総理大臣、最高裁判所長官、国務大臣、最高裁判所判事、会計検査院長、人事院総裁及び検事総長相当額)
副区長	国家公務員等の旅費に関する法律施行令中、指定職職員等相当額

(目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第2条 目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和32年3月目黒区条例第3号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「車賃、日当、宿泊料、食卓料、旅行雑費」を「その他の

交通費、宿泊費、宿泊手当、渡航雑費」に改める。

(目黒区議会の調査又は公聴会に出頭した者の費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 目黒区議会の調査又は公聴会に出頭した者の費用弁償等に関する条例

(平成21年12月目黒区条例第39号) の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「旅行雑費」を「渡航雑費」に改める。

(目黒区教育委員会教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第4条 目黒区教育委員会教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和31年9月目黒区条例第24号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費」を「その他の交通費、宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費」に改める。

(目黒区監査委員の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 目黒区監査委員の給与等に関する条例(平成13年3月目黒区条例第28号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費」を「その他の交通費、宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費」に改め、同条第5項中「車賃、日当、宿泊料、食卓料、旅行雑費」を「その他の交通費、宿泊費、宿泊手当、渡航雑費」に改める。

(目黒区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第6条 目黒区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年3月目黒区条例第4号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「車賃、日当、宿泊料、食卓料、旅行雑費」を「その他の交通費、宿泊費、宿泊手当、渡航雑費」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区長等の給料等に関する条例、目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、目黒区議会の調査又は公聽会に出頭した者の費用弁償等に関する条例、目黒区教育委員会教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例、目黒区監査委員の給与等に関する条例及び目黒区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、令和7年4月1日以後に出発する旅行に係る旅費及び費用弁償について適用し、同日前に出発した旅行に係る旅費及び費用弁償については、なお従前の例による。

(説明) 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）等が施行されることに伴い、国家公務員等に準拠して定めている特別職等に支給する旅費の種類及び額を改めるため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。